

加古川市住民基本台帳カードの交付等に関する要綱

平成 19 年 10 月 18 日
市 民 部 長 決 定
平成 29 年 2 月 21 日 廃止

(目的)

~~第 1 条~~ この要綱は、住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の交付等に関し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「政令」という。）、住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号。以下「省令」という。）、加古川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 16 年条例第 19 号。以下「条例」という。）及び加古川市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 36 号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、住民基本台帳の記録の正確性を確保するとともに、犯罪等不当な目的に利用することを防止し、市民の個人情報を保護することを目的とする。

(住基カードの様式)

~~第 2 条~~ 住基カードは次の様式とする。

(1) 様式 A

表面記載事項は、住民票に記載された氏名（住民票に通称が記載されている外国人住民にあつては、氏名及び通称）とする。（写真なし）

(2) 様式 B

表面記載事項は、住民票に記載された氏名（住民票に通称が記載されている外国人住民にあつては、氏名及び通称）、生年月日、性別及び住所とする。（写真貼付）

2 希望者には、住基カード券面に点字エンボス加工を施すことができる。

(住基カードの交付申請)

~~第 3 条~~ 法第 30 条の 44 第 2 項の規定により住民カードの交付を受けようとする者は、住民基本台帳カード交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合は、交付申請書に記載されている事項を住民基本台帳と照合し、相違ないことを確認しなければならない。

(交付申請者の意思及び本人確認)

~~第 4 条~~ 市長は、前条の申請があつた場合は、郵便その他市長が適当と認める方法により、交付申請者に対して住民基本台帳カード交付通知書兼照会書（様式第 2 号。以下「照会書」という。）を送付し、照会したその回答書及び市長が適当と認める書類を当該交付申請者又はその法定代理人に持参させることにより当該申請に対する本人

の意思を確認するものとする。ただし、交付申請者が次条第1項第1号に規定する本人確認証2点又は本人確認証1点及び次条第1項第2号に規定する市長が適当と認める書類1点を提示する場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の照会について送付の日から30日以内に回答のないとき又は申請が本人の意思に基づかないものであると明らかになったときは当該申請を取り消すものとする。

3 市長は第1項の照会について、照会書が当該交付申請者に未到達であるとわかったときは再送付し、本人の意思確認を行う。再送付してもなお、本人の意思が確認できない場合は当該申請を取り消すものとする。

(住基カードの交付)

~~第5条~~ 市長は、政令第30条の15第1項の規定により交付申請者又はその法定代理人に住基カードを交付(再交付を含む。)する場合は、次に掲げるいずれかの書類及び法定代理人にあつては戸籍謄本等その資格を証明する書類の提示を求めるものとする。ただし、本籍地が管内であり、法定代理人であることを確認できる場合は省略することができる。

(1) 住基カード(写真貼付のもの)又は、旅券、運転免許証等であつて交付申請者が本人であることを確認するため市長が適当と認めるもの(以下「本人確認証」という。別表1)

(2) 前条の規定により照会したその回答書と市長が適当と認める書類(別表2)2点

2 市長は、住基カードを交付する際には、数字4桁からなる暗証番号を交付申請者又は法定代理人に自ら設定させ交付するものとする。

3 市長は、住基カードの交付を受けた者に対し署名又は受領印を徴収するものとする。

4 市長は、第1項で提示のあつた書類を複写し、交付申請書とともに保管しなければならない。

(住基カードの二重交付の禁止)

~~第6条~~ 政令第30条の14第1項の規定により住基カードの交付を受けている者は、当該住基カードが有効な限り、重ねて住基カードの交付を受けることができない。

(住基カードの譲渡等の禁止)

第7条 住基カードの交付を受けている者は、当該住基カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(住基カードの表面記載事項の変更)

第8条 住基カードの交付を受けている者は、住基カードの表面記載事項に変更が生じた場合は、法第30条の44第7項の規定により住民基本台帳カード表面記載事項変更申請書(様式第3号)を当該住基カードを添えて市長に提出しなければならない。ただし、住民異動届にその旨を記載したときは、表面記載事項変更申請書の提出に代

ることができる。なお、記載事項変更による住基カードの再交付は市長が特に必要と認めたとときに限られる。

- 2 前項の申請は同一世帯に属する者が行うこともできる。
- 3 前2項の申請により市長は、住基カードの裏面に変更後の内容を記載し、職印を押すとともに、平成21年4月20日以降に交付した本人確認機能が強化された住基カードについてはICチップ内の情報を更新するものとする。

(住基カードの再交付申請)

~~第9条~~ 政令第30条の17第1項の規定による住基カード再交付の申請は住民基本台帳カード再交付申請書(様式第4号)によるものとする。

- 2 第3条第2項及び第4条の規定は前項の申請について準用する。
- 3 第1項の申請が紛失又は焼失による場合においては、前項に定めるもののほか、その事実を証明する書類(当該書類の提出が困難な場合は紛失又は焼失の経緯を記載した書類)を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 住基カードの返納を伴わない再交付は、通算3回までとする。ただし、3回を超える再交付の申請があった場合において、紛失若しくは盗難に係る警察署の届出受理番号の提示又は焼失に係る罹災証明書の提出があったときは、この限りでない。

(住基カードの有効期間内の交付の申請)

~~第10条~~ 政令第30条の18第1項の規定による住基カードの有効期間内の交付申請は交付申請書によるものとする。

- 2 第3条第2項及び第4条の規定は前項の申請について準用する。

(暗証番号の変更)

第11条 住基カードの交付を受けている者は、住基カードの暗証番号を変更しようとする場合は、様式第5号による申請書を当該住基カードを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 暗証番号の変更については、第5条第2項の規定を準用する。

(暗証番号の再設定)

第12条 住基カードの交付を受けている者は、住基カードの暗証番号の忘失又はその他の理由により暗証番号を再設定しようとする場合は、様式第5号による申請書を当該住基カードを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請者又はその法定代理人に対しての本人確認は第5条第1項の規定を準用する。

- 3 暗証番号の再設定については、第5条第2項の規定を準用する。

(住基カードの一時停止)

第13条 住基カードの交付を受けている者は、住基カードを紛失、盗難その他の理由により一時停止しようとする場合は、様式第5号による申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は同一世帯に属する者が行うこともできる。
- 3 電話での届出は、氏名、住所、生年月日、性別等の申告を求め本人確認ができた場合において受理することとする。この場合において、記録簿を作成し、受理状況の管理を行うものとする。

(住基カードの一時停止解除)

第14条 前条の一時停止を解除する場合は、様式第5号による申請書を当該住基カードを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請者又はその法定代理人に対しての本人確認は第5条第1項の規定を準用する。

(住基カードの返納)

第15条 法第30条の44第10項の規定により住基カードを返納する場合は、様式第5号による申請書を当該住基カードを添えて市長に返納しなければならない。

(住基カードの廃棄)

第16条 政令第30条の23第1項の規定により市長は、住基カードの返納を受けたときは、当該住基カードの半導体集積回路の裁断等の措置を講じたうえ物理的に廃棄するものとする。

(住基カードの手数料)

~~第17条~~ 住基カードの再交付手数料については、次の各号のいずれかに該当する場合においては、加古川市手数料条例（平成12年条例第25号）の規定にかかわらず、徴収しないこととする。

- (1) 住基カードに外的な損傷がないにもかかわらず、ICチップに記録したデータの読み取りができない場合及びICチップにデータの書き込みができない場合
- (2) 盗難又は焼失による再交付で、再交付を受ける事由を証する書類がある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき

(法定代理人による申請等)

第18条 第3条、第9条、第10条の申請者又は第8条及び第11条から第15条までの届出者が15歳未満の者又は成年被後見人の場合は、その法定代理人が申請し、又は届け出なければならない。

(関係人に対する質問等)

第19条 市長は、住基カードに関する事務の適正を期するため必要があると認めるときは、関係人に対して質問をし、又は資料の提示を求めることができる。

(閲覧の禁止)

第20条 交付申請書その他住基カードに関する関係書類は、法令の規定により請求がなされる場合を除き、閲覧に供しない。

(その他)

~~第21条~~ この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 2 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）第 19 条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第 3 項の規定により交付された住民基本台帳カードについては、この要綱による廃止前の加古川市住民基本台帳カードの交付等に関する要綱第 7 条、第 8 条、第 11 条から第 16 条まで、第 18 条から第 20 条まで、別表 1 及び別表 2 の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 本人確認証（有効期限内に限る）

| |
|---|
| 運転免許証 |
| パスポート |
| 身体障害者手帳 |
| 療育手帳 |
| 精神障害者保健福祉手帳 |
| 住基カード（様式B） |
| 運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降に交付されたもの） |
| 在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書又は仮滞在許可書 |
| 外国人登録証明書（在留カード又は特別永住者証明書とみなされているものに限る。） |

別表 2 本人と確認するため市長が適当と認める書類（有効期限内に限る）

| |
|----------------|
| 海技免状 |
| 電気工事士免状 |
| 戦傷病者手帳 |
| 耐空検査員の証 |
| 船員手帳 |
| 無線従事者免許証 |
| 猟銃、空気銃所持許可証 |
| 住基カード（様式A） |
| 健康保険証 |
| 国民健康保険証 |
| 共済組合員証 |
| 船員保険証 |
| 厚生年金証書（手帳） |
| 船員保険年金証書（手帳） |
| 恩給証書 |
| 共済年金証書 |
| 雇用保険被保険者証 |
| 介護保険証 |
| 後期高齢者医療被保険者証 |
| その他市長が適当と認める書類 |